

2004年度 明治大学法科大学院 第二次選考 論文試験問題

【憲法】

問

次の事例に含まれる憲法上の問題点をあげて論ぜよ。

Xは、衆議院議員総選挙に際し、候補者届出政党であり、かつ、衆議院名簿届出政党であるA政党から、B県第3区における衆議院（小選挙区選出）議員の選挙の候補者として立候補するとともに、C選挙区における衆議院（比例代表選出）議員の選挙の衆議院名簿登載者として届け出られた。Xは、小選挙区選出議員の選挙では落選したが、比例代表選出議員の選挙では当選した。

Xの配偶者Yは、Xに投票を得させる目的をもって、選挙運動期間中、B県第3区の選挙人方を戸々に連続して訪問し、同候補者のため投票を依頼した。また、Yは、Xが選挙運動期間前に開設したX個人のホームページに、選挙運動期間中、Xの選挙公約を掲載した。Yは公職選挙法138条1項および142条違反とする判決の言い渡しを受け、当該判決は確定した。